

| | | |
|--|--|--|
| <p>三百八十七 租税特別措 置法施行令 第十九条第 十二項第四 号又は第三 十八条の五 る者</p> | <p>二百九十六、三百八十五略 三百八十六 租税特別措 置法施行令 (昭和三十 二年政令第 四十三号) 第三十八号 あるこ とにつ き 認定申 請のとき</p> | <p>次に掲げる 職種の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額 (ウ) 和裁、テ クニカライ ラストレー ション、建 築図面製作 機械・プラ ント製図又 は電気製図 一万三千 二百円 (イ) 機械検査 又は婦人子 供服製造 一万四千二 百円 (ウ)又は(イ) に掲げる職 種以外の職 種 一万六千 五百円</p> |
| <p>三百八十七 租税特別措 置法施行令 第十九条第 五項又は 第三十八条 る者</p> | <p>二百九十六、三百八十五略 三百八十六 租税特別措 置法施行令 (昭和三十 二年政令第 四十三号) 第三十八号 あるこ とにつ き 認定申 請のとき</p> | <p>次に掲げる 職種の区分に 応じ、それぞ れ次に定める 金額 (ウ) 和裁、テ クニカライ ラストレー ション、建 築図面製作 機械・プラ ント製図又 は電気製図 一万五千 百円 (イ) 機械検査 又は婦人子 供服製造 一万三千円 (ウ)又は(イ) に掲げる職 種以外の職 種 一万五千 七百元</p> |
| <p>三百九十八、四百七の二略 四百七の三 長期優良住 宅の普及の 促進に関する 法律(平成二 十二年法律 第九十七号) 第五十五条 第一項から 第三項まで の規定に基 づく長期優 良住宅建築 等計画の認 定の申請に 対する審査</p> | <p>三百九十八、四百七の二略 四百七の三 長期優良住 宅の普及の 促進に関する 法律(平成二 十二年法律 第九十七号) 第五十五条 第一項から 第三項まで の規定に基 づく長期優 良住宅建築 等計画の認 定の申請に 対する審査</p> | <p>第十項第四 号の規定に 基づく譲渡 予定価額に 関する申出 に対する審 査 三百八十八、三百九十六略 三百九十七 二級建 二級建 築士法第 築士試 築士試 十三条の規 験又は 験又は 定に基づく 木造建 木造建 二級建築士 築士試 築士試 試験又は木 験を受 験手 造建築士試 けよう 料 験の実施 とする 者 次に掲げる場合の 認定申 区分に応じ、それ 請のとき ぞれ次に定める金 額(当該申請に併 せて建築基準法(昭和三十五年法 律第九十七号)第 六条第一項に規定 する建築基準関係 規定に適合するど うかの確認を申請 するときは、建築 基準法施行条例(昭和四十六年佐賀 県条例第二十五号) 別表第一号に掲げ る額(当該確認審 査に構造計算適合 性判定を要する部 分が含まれるとき は、同表第一号の 二に掲げる手数料 を加算した額)の 手数料を加算した 額 イ 住宅の品質確 保の促進等に関 する法律(平成 十二年法律第八 十一号)第五 条第一項に規定す る登録住宅性能 評価機関により</p> |
| <p>三百九十八、四百七の二略 三百九十七 二級建 二級建 築士法第 築士試 築士試 十三条の規 験又は 験又は 定に基づく 木造建 木造建 二級建築士 築士試 築士試 試験又は木 験を受 験手 造建築士試 けよう 料 験の実施 とする 者</p> | <p>三百九十八、四百七の二略 三百九十七 二級建 二級建 築士法第 築士試 築士試 十三条の規 験又は 験又は 定に基づく 木造建 木造建 二級建築士 築士試 築士試 試験又は木 験を受 験手 造建築士試 けよう 料 験の実施 とする 者</p> | <p>の五第九項 第四号の規 定に基づく 譲渡予定価 額に関する 申出に對す る審査 三百八十八、三百九十六略 三百九十七 二級建 二級建 築士法第 築士試 築士試 十三条の規 験又は 験又は 定に基づく 木造建 木造建 二級建築士 築士試 築士試 試験又は木 験を受 験手 造建築士試 けよう 料 験の実施 とする 者 次に掲げる場合の 認定申 区分に応じ、それ 請のとき ぞれ次に定める金 額(当該申請に併 せて建築基準法(昭和三十五年法 律第九十七号)第 六条第一項に規定 する建築基準関係 規定に適合するど うかの確認を申請 するときは、建築 基準法施行条例(昭和四十六年佐賀 県条例第二十五号) 別表第一号に掲げ る額(当該確認審 査に構造計算適合 性判定を要する部 分が含まれるとき は、同表第一号の 二に掲げる手数料 を加算した額)の 手数料を加算した 額 イ 住宅の品質確 保の促進等に関 する法律(平成 十二年法律第八 十一号)第五 条第一項に規定す る登録住宅性能 評価機関により</p> |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|-------------------|-------------------|
| <p>四百十一略</p> | <p>四百七の六 長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律第十 条の規定に 基づく地位 の承継の承 認の申請に 対する審査</p> | <p>地位の承継の承認を申請する者 申請手数料</p> | <p>地位承認 六千円</p> | <p>内のもの 八万七千円 床面積の合計が二万平方メートルを越え三万平方メートル以内のもの 十萬六千円 床面積の合計が三万平方メートルを越えるもの 十一萬二千円</p> | <p>承認申請 き</p> | <p>授与申請 き</p> |
| <p>四百十一略</p> | <p>四百八 教育 職員免許法 （昭和二十 四年法律第 百四十七号 ） （第五條第 一項及び第 二項並びに 第十六條の 二第一項及 び第二項の 規定に基づ く普通免許 状の授与</p> | <p>普通免 教育職 三千三百円</p> | <p>普通免 教育職 三千三百円</p> | <p>授与申請 き</p> | <p>授与申請 き</p> | <p>授与申請 き</p> |
| <p>四百十三の三 改正法附 員免許 教育職 千七百円</p> | <p>四百十一の二 教育職員 免許法第九 條の二第一 項の規定に 基づく普通 期間の有効 免許状又は 更新を申請 する者 特別免許状 の有効期間 の更新の申 請に対する 審査</p> | <p>普通免 教育職 千七百円</p> | <p>普通免 教育職 千七百円</p> | <p>更新申請 き</p> | <p>更新申請 き</p> | <p>更新申請 き</p> |
| <p>四百十三の二 教育職員 免許法及び 教育公務員 講習の課程 の修正した る法律（平 成十九年法 律第九十八 号、次号及 び第四百十 三号の四に おいて「改 正法」とい う。） （附則第二 條第二項又 は第二條第 三項第三号 の規定に基 づく免許状 更新講習の 課程の修正 の申請に対 する審査</p> | <p>教育職 員免許 更新講習 料 千七百円</p> | <p>教育職 員免許 更新講習 料 千七百円</p> | <p>教育職 員免許 更新講習 料 千七百円</p> | <p>確認申請 き</p> | <p>確認申請 き</p> | <p>確認申請 き</p> |
| <p>四百十二・四百十三 略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |

| | | |
|-----|--------------|---|
| 備考略 | 四百九十三・四百九十四略 | 査 |
| 備考略 | 四百九十三・四百九十四略 | 査 |

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一三三号

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、暴力団事務所等に係る不動産の取引に関し、県民、不動産所有者等、県及び市町の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の開設を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団事務所等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び同条第六号に規定する暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産（建物（建物の一部を含む。）及び土地をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 不動産所有者等 県内において、不動産を所有し、管理し、若しくは占有するもの又は不動産の売買、交換若しくは貸借（以下「取引」という。）の代理若しくは媒介を行うものをいう。

(県民の責務)

第三条 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努めるものとする。

(不動産所有者等の責務)

第四条 不動産所有者等は、不動産の取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めるものとする。

- 2 不動産所有者等は、不動産の取引に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

- 3 前項に規定する契約により取引を行った不動産の所有者は、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

(県の責務)

第五条 県は、不動産所有者等が前条の規定により不動産所有者等の責務を果たそうとする場合は、必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項に規定する支援を行うに当たっては、財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター（平成四年三月二十四日に財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターという名称で設立された法人をいう。）と連携するものとする。

(勧告、公表等)

第六条 県は、不動産所有者等が第四条の規定を遵守していないため、暴力団事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 2 県は、前項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除するものとする。

- 3 県は、第一項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表すること